【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　鈴　木　岳　伯
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町２番５号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社福島銀行　大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 いちご大宮ビル４階）

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役社長　鈴木　岳伯は、当行の第161期中（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。